

証券コード4975  
2026年6月10日  
(電子提供措置の開始日2026年6月3日)

株 主 各 位

東京都台東区東上野四丁目8番1号

株式会社 JCU

代表取締役会長兼CEO 木 村 昌 志

## 第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.jcu-i.com/ir/stock/stockholders/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://s.srdb.jp/4975/>



【東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「JCU」又は「コード」に当社証券コード「4975」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）  
2. 場 所 東京都台東区東上野四丁目8番1号  
TIXTOWER UENO 16階 本社会議室
3. 目的事項  
報告事項
1. 第66期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第66期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役9名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

○電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ④ 監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」及び「監査役会の監査報告」

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## 事前に議決権を行使していただく場合



### ■ 郵送による議決権行使のお手続きについて

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、下記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

行使期限 ▶ 2026年6月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

### ■ インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) をパソコン、スマートフォン又はタブレットを用いてご利用いただくことによるのみ可能です。インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

行使期限 ▶ 2026年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

インターネットによる  
議決権行使に関するお問合せ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524 受付時間 9:00～21:00（年末年始を除く）

スマートフォンでの議決権行使は  
「スマート行使」をご利用ください



ネットで招集から「スマート行使」へ簡単アクセス！



「スマート行使」をスムーズにご利用いただけるよう、カメラボタンを設置。QRコードを撮影いただけます。

▶ ネットで招集は右記のQRコードからご覧いただけます



## 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付へご提出ください。

株主総会  
開催日時 ▶ 2026年6月25日（木曜日）午前10時  
（午前9時30分より受付開始）

### ● 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権をご行使いただけます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位	取締役会への 出席率
1	再任 きむら まさし 木村 昌志	代表取締役会長兼CEO 指名報酬諮問委員会 委員	100% (17回/17回)
2	再任 おおもり あきひさ 大森 晃久	代表取締役社長兼COO	100% (17回/17回)
3	再任 あらた たかのり 新 隆徳	常務取締役 常務執行役員	100% (17回/17回)
4	再任 いけがわ ひろふみ 池側 浩文	常務取締役 常務執行役員	100% (17回/17回)
5	再任 いのうえ ようじ 井上 洋二	取締役 常務執行役員	100% (17回/17回)
6	再任 あらあけ ふみひこ 荒明 文彦	取締役 常務執行役員	100% (17回/17回)
7	再任 やまもと まゆみ 山本 眞弓	社外 独立 取締役 指名報酬諮問委員会 委員	94% (16回/17回)
8	再任 いたがき まさゆき 板垣 昌幸	社外 独立 取締役 指名報酬諮問委員会 委員長代行	100% (17回/17回)
9	再任 にへい はるさと 二瓶 晴郷	社外 独立 取締役 指名報酬諮問委員会 委員長	100% (17回/17回)

候補者  
番号

1

きむら  
木村

まさし  
昌志

男性  
(1958年2月9日生)

所有する当社の株式の数  
24,399株

再任

#### 略歴、地位及び担当

1980年 4月 株式会社荏原電産入社  
2004年 4月 同社プリント回路薬品事業部長  
2010年 4月 当社入社 DENSAN統括部長  
2010年 8月 JCU(THAILAND) CO.,LTD.副社長  
2013年 6月 執行役員  
2016年 4月 執行役員経営戦略室長  
2016年 6月 取締役常務執行役員経営戦略室長  
2017年 6月 専務取締役専務執行役員経営戦略室長  
2018年 2月 専務取締役専務執行役員経営戦略室長兼管理本部長  
2018年 4月 代表取締役社長兼COO兼経営戦略室長  
2019年 4月 代表取締役社長兼COO  
2021年 4月 代表取締役社長兼CEO  
2024年 6月 代表取締役会長兼CEO (現任)

#### 取締役候補者とした理由

木村昌志氏は、2018年に代表取締役社長兼COO、2021年に代表取締役社長兼CEOにそれぞれ就任し、当社の経営を指揮してまいりました。また、2024年に代表取締役会長兼CEOに就任し、中期経営計画「JCU VISION 2035 -1<sup>st</sup> stage-」の目標達成に向け、リーダーシップを取っております。これらの豊富な経験と経営全般に関する高い知見を有していることから引き続き取締役候補者としたしました。

候補者  
番号

2

おおもり

大森

あきひさ

晃久

男性

(1965年10月2日生)

所有する当社の株式の数

17,103株

再任

#### 略歴、地位及び担当

1990年 1 月 当社入社  
2010年 4 月 大阪支店長  
2012年 6 月 経営戦略室長  
2014年 4 月 常務執行役員経営戦略室長  
2014年 6 月 取締役常務執行役員経営戦略室長  
2015年 4 月 JCU INTERNATIONAL, INC.社長  
2016年 6 月 常務取締役常務執行役員  
2019年 4 月 常務取締役常務執行役員総合研究所長  
2023年 6 月 専務取締役専務執行役員総合研究所長  
2024年 6 月 代表取締役社長兼COO（現任）

#### 取締役候補者とした理由

大森晃久氏は、2016年に常務取締役常務執行役員、2023年に専務取締役専務執行役員にそれぞれ就任し、長年にわたり当社の経営に携わってまいりました。また、2024年に代表取締役社長兼COOに就任し、中期経営計画「JCU VISION 2035 -1<sup>st</sup> stage-」の目標達成に向け、リーダーシップを取っております。これらの豊富な経験と経営全般に関する高い知見を有していることから引き続き取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

3

あらた  
新

たかのり  
隆徳

男性  
(1967年5月13日生)

所有する当社の株式の数

22,636株

再任

#### 略歴、地位及び担当

2006年9月 当社入社  
2009年6月 管理本部経理部長  
2014年4月 常務執行役員管理本部長  
2014年6月 取締役常務執行役員管理本部長  
2015年4月 取締役常務執行役員薬品事業本部副本部長  
2016年4月 取締役常務執行役員営業本部副本部長  
2016年6月 常務取締役常務執行役員営業本部副本部長  
2021年4月 常務取締役常務執行役員営業本部長  
2022年4月 常務取締役常務執行役員JCU（深圳）貿易有限公司董事長兼総経理  
2026年4月 常務取締役常務執行役員熊本事業所長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

新隆徳氏は、管理部門及び営業部門の要職並びにJCU（深圳）貿易有限公司董事長兼総経理を歴任いたしました。2026年より熊本事業所長となり、成長分野での研究開発力の強化及び生産性向上を目指しております。これらの豊富な経験と経営全般に関する高い知見を有していることから引き続き取締役候補者としたしました。

候補者  
番号

4

いけがわ  
池側

ひろふみ  
浩文

男性  
(1965年7月29日生)

所有する当社の株式の数

7,182株

再任

#### 略歴、地位及び担当

1984年8月 富士機工電子株式会社入社  
2004年6月 同社取締役管理本部長  
2009年6月 同社代表取締役社長  
2010年6月 株式会社キョウデン取締役  
2013年11月 当社入社 大阪支店長  
2015年1月 台湾JCU股份有限公司総経理  
2016年4月 執行役員  
2018年4月 執行役員管理本部長  
2019年6月 取締役常務執行役員管理本部長  
2020年6月 常務取締役常務執行役員管理本部長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

池側浩文氏は、当社において国内外の営業部門の要職を歴任し、また、当社入社以前においても経営者としての経験を有しております。2018年より管理本部長を務めており、人材戦略やDX推進など当社の経営基盤の強化を推進しております。これらの豊富な経験と経営全般に関する高い知見を有していることから引き続き取締役候補者としたしました。

候補者  
番号

5

いのうえ

井上

ようじ

洋二

男性

(1967年1月10日生)

所有する当社の株式の数

21,862株

再任

#### 略歴、地位及び担当

1997年11月 当社入社  
2010年4月 海外業務部長  
2016年4月 海外管理部長  
2016年12月 海外市場開発部長  
2017年4月 執行役員海外事業統括部副統括部長  
2018年4月 執行役員経営戦略室副室長  
2019年4月 執行役員経営戦略室長  
2021年6月 取締役常務執行役員経営戦略室長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

井上洋二氏は、事業がグローバルに成長するなかで、海外事業の統括を担当いたしました。2019年より経営戦略室長を務めており、IR活動や中期経営計画の策定及びモニタリングの実施など当社の中長期的な企業価値の向上を推進しております。これらの豊富な経験と経営全般に関する高い知見を有していることから引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

6

あらあけ

荒明

ふみひこ

文彦

男性

(1966年2月9日生)

所有する当社の株式の数

9,509株

再任

#### 略歴、地位及び担当

1989年4月 当社入社  
2009年11月 JCU（上海）貿易有限公司総経理  
2014年5月 名古屋支店長  
2018年6月 生産本部長  
2019年4月 執行役員生産本部長  
2021年6月 取締役常務執行役員生産本部長  
2022年4月 取締役常務執行役員営業本部長  
2026年4月 取締役常務執行役員生産本部長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

荒明文彦氏は、入社以来主に営業部門に在籍し、その後、JCU（上海）貿易有限公司総経理、生産本部長、営業本部長を歴任いたしました。2026年より再び生産本部長を務めており、国内外の生産活動の統括及びサプライチェーンの強化を推進しております。これらの豊富な経験と経営に関する高い知見を有していることから引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

7

やまもと

まゆみ

山本

眞弓

女性

(1956年2月11日生)

所有する当社の株式の数

—

再任

社外

独立

### 略歴、地位及び担当

1984年4月 弁護士登録 石黒武雄法律事務所入所  
1990年9月 銀座新総合法律事務所開設  
2005年1月 銀座新明和法律事務所開設  
2010年12月 中央労働委員会公益委員  
2019年1月 金融庁金融審議会委員（現任）  
2019年6月 森永乳業株式会社社外監査役（現任）  
2019年7月 日本証券業協会自主規制会議自主規制企画分科会委員（現任）  
2020年6月 株式会社ミライト・ホールディングス（現株式会社ミライト・ワン）社外取締役（現任）  
2021年4月 厚生労働省労働政策審議会委員（現任）  
2021年6月 当社取締役（現任）  
2025年2月 アルク法律事務所開設

### 重要な兼職の状況

アルク法律事務所代表弁護士  
金融庁金融審議会委員  
森永乳業株式会社社外監査役  
日本証券業協会自主規制会議自主規制企画分科会委員  
株式会社ミライト・ワン社外取締役  
厚生労働省労働政策審議会委員

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山本眞弓氏は、弁護士として企業法務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有するとともに、金融庁金融審議会委員など政府審議会等の委員を歴任し、また、上場企業の社外役員としても豊富な経験を有しております。これらの専門性と知見を活かした客観的、専門的な観点から、当社の経営に対して監督及び助言等をいただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

8

いたがき  
板垣

まさゆき  
昌幸

男 性

(1964年3月24日生)

所有する当社の株式の数

—

再任

社外

独立

#### 略歴、地位及び担当

1992年4月 日本学術振興会特別研究員  
1993年7月 フランス・ブルゴーニュ大学研究員  
1994年4月 東京理科大学工学部（現創域工学部）助手  
1998年4月 同大学工学部講師  
2001年4月 同大学工学部助教授  
2005年4月 同大学工学部教授（現任）  
2006年11月 ニューロング精密工業株式会社代表取締役社長（現任）  
2021年6月 当社取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

東京理科大学創域工学部教授  
ニューロング精密工業株式会社代表取締役社長

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

板垣昌幸氏は、大学教授として電気化学、特に表面処理に関する専門知識と数々の研究実績を有するとともに、経営者としての豊富な経験を有しております。これらの専門性と知見を活かした客観的、専門的な観点から、当社の経営に対して監督及び助言等をいただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者  
番号

9

にへい はるさと  
二瓶 晴郷

男性

(1957年8月30日生)

所有する当社の株式の数

—

再任

社外

独立

### 略歴、地位及び担当

1980年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行  
2006年3月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）台北支店長  
2008年4月 同行執行役員台北支店長  
2009年4月 同行執行役員ヒューマンリソースマネジメント部長  
2010年4月 同行常務執行役員営業担当役員  
2011年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員  
2014年4月 みずほ総合研究所株式会社（現株式会社みずほ銀行みずほ総合研究所）取締役副社長  
2016年6月 川崎汽船株式会社常勤監査役  
2017年6月 同社専務執行役員  
2018年6月 同社代表取締役、専務執行役員  
2020年4月 同社取締役  
2020年6月 同社特任顧問  
2021年6月 当社監査役  
2021年6月 新電元工業株式会社社外監査役（現任）  
2024年6月 当社取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

新電元工業株式会社社外監査役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

二瓶晴郷氏は、銀行における国際業務を含め幅広い分野での経験に加え、経営者及び監査役としての豊富な実績、さらに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、2021年より当社監査役に就任し、外部の客観的視点により監査体制の強化に寄与いただきました。これらの経験と実績を活かした客観的な観点から、当社の経営に対して監督及び助言等をいただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本眞弓氏、板垣昌幸氏及び二瓶晴郷氏は、社外取締役候補者であります。各氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、山本眞弓氏及び板垣昌幸氏は5年、二瓶晴郷氏は2年であります。なお、二瓶晴郷氏は、2021年6月から2024年6月まで当社の社外監査役でありました。
  3. 山本眞弓氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、前記「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
  4. 当社は、山本眞弓氏、板垣昌幸氏及び二瓶晴郷氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。社外取締役候補者である各氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員として同取引所に届出を行う予定であります。
  5. 当社と山本眞弓氏、板垣昌幸氏及び二瓶晴郷氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。社外取締役候補者である各氏の再任が承認された場合には、当社との間で引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。
  6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後、2027年3月に当該契約を更新する予定であります。当該契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。また、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。各候補者の再任が承認された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含められることとなります。
  7. 本議案が承認された場合には、指名報酬諮問委員会の委員に木村昌志氏、山本眞弓氏、板垣昌幸氏及び二瓶晴郷氏を選定する予定であります。

(ご参考) 取締役スキル構成の考え方

当社では、2035年3月期までの長期ビジョン「JCU VISION 2035」を推進するなかで、最初の3か年である2025年3月期から2027年3月期までの中期経営計画「JCU VISION 2035 -1<sup>st</sup> stage-」を策定し、成長分野への積極的な投資などを基本方針として掲げております。この中期経営計画の目標の達成に向け、当社は、積極果敢な業務執行、迅速な意思決定及びこれらを監督するために必要な項目を、取締役会が備えるべきスキル・経験として選定しております。

取締役の 氏名	スキル・経験								
	経営管理	営業・ マーケティング	研究・開発 ・技術	品質 ・生産	グローバル	財務 ・会計	法務・ リスク	人材戦略	DX
木村 昌志	●	●	●	●	●	●	●	●	
大森 晃久	●	●	●		●			●	●
新 隆徳	●	●			●	●		●	
池側 浩文	●			●	●	●	●	●	●
井上 洋二	●	●			●			●	
荒明 文彦	●	●	●	●	●			●	
山本 眞弓							●		
板垣 昌幸	●		●	●					
二瓶 晴郷	●				●	●			

※上記スキルマトリックスは候補者の有する全てのスキル・経験を示すものではありません。

【スキル・経験の定義】

経営管理	他社又は当社グループでの経営経験、経営戦略策定の経験・能力
営業・マーケティング	マーケットトレンドの把握、販売戦略決定の経験・能力
研究・開発・技術	研究・開発・技術に関する経験・専門性
品質・生産	国内外における製造、生産、品質管理に関する経験・専門性
グローバル	海外での事業展開、経営経験
財務・会計	財務・会計に関する経験・専門性
法務・リスク	企業法務・リスク管理に関する経験・専門性
人材戦略	人事・労務の経験・専門性、人材育成等の人材戦略策定の経験・能力
DX	DX推進に関する経験・専門性

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役市川充氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

きはら 木原	だいすけ 大輔	男性 (1976年6月10日生)	所有する当社の株式の数 —	新任 社外 独立
-----------	------------	---------------------	------------------	----------------

### 略歴及び地位

- 2002年11月 司法試験合格
- 2004年10月 弁護士登録
- 2020年10月 日本弁護士連合会事務次長
- 2024年5月 やまぶき法律事務所パートナー弁護士（現任）

### 重要な兼職の状況

やまぶき法律事務所パートナー弁護士

#### 社外監査役候補者とした理由

木原大輔氏は、弁護士として長年培ってきた豊富な経験と法律に関する専門知識を有しております。これらの専門性と知見を活かした客観的、専門的な観点から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木原大輔氏は、社外監査役候補者であります。
  3. 木原大輔氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記「社外監査役候補者とした理由」に記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
  4. 当社は、社外監査役候補者である木原大輔氏の選任が承認された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。
  5. 当社は、社外監査役候補者である木原大輔氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
  6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後、2027年3月に当該契約を更新する予定であります。当該契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。また、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。候補者の選任が承認された場合には、候補者は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

わたなべ	みつひろ	男性	所有する当社の株式の数	社外
渡邊	充広	(1960年9月30日生)	—	独立

#### 略歴及び地位

- 1983年4月 関東化成工業株式会社入社
- 2007年8月 同社執行役員開発部部长兼品質保証部部长
- 2011年6月 株式会社マルチ代表取締役社長
- 2018年4月 関東学院大学総合研究推進機構教授  
同大学材料・表面工学研究所副所長

#### 補欠の社外監査役候補者とした理由

渡邊充広氏は、事業会社での勤務経験及び大学教授として長年培ってきた豊富な経験と表面処理に関する専門知識とともに、経営者としての経験も有しております。これらの専門性と知見を活かした客観的、専門的な観点から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡邊充広氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、渡邊充広氏が社外監査役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。
4. 当社は、渡邊充広氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後、2027年3月に当該契約を更新する予定であります。当該契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。また、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。候補者が社外監査役に就任した場合には、候補者は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、引き続き個人消費に持ち直しの動きが見られたことに加え、雇用環境や企業収益の改善などにより景気は緩やかな回復基調が継続いたしました。製造業では、弱含んでいた電子部品や自動車産業に持ち直しの動きが見られ、生産活動は一進一退の状態です。企業の投資状況は、デジタル化、省力化などへの対応を中心に持ち直しております。

海外では中国において、各種政策効果の一巡や長引く不動産不況の影響を受け、個人消費が弱含むなど景気は緩やかに減速してまいりました。製造業は米国の通商政策の影響を受け対米輸出は引き続き減少しているものの、輸出市場の多角化などにより持ち直しの動きが見られております。欧米諸国においては、緩やかな持ち直しの動きが続いているものの、一部の地域では景気の回復に弱さが見られ、依然として先行きの不透明感が続いております。今後につきましては、米国の通商政策をめぐる動向や中東地域における地政学リスクの顕在化によるエネルギー・原材料価格の高騰、為替をはじめとする金融資本市場の変動など不透明感が高まっており、より一層注視が必要な状況となっております。

当社グループを取り巻く事業環境は、エレクトロニクス産業において、生成AIをはじめとするサーバー関連分野への積極的な投資が引き続き市場の成長を牽引するとともに、スマートフォンやパソコンをはじめとする様々な高機能電子デバイスも堅調に推移したことから、各種製品の出荷台数が増加いたしました。自動車産業は中国において、輸出市場の多角化などにより需要が押し上げられたため、生産台数は増加いたしました。

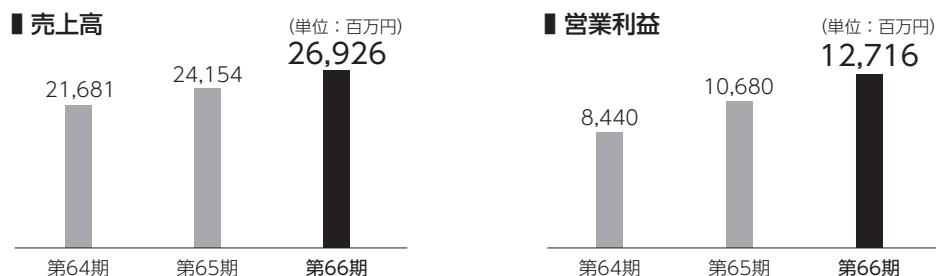
その結果、当社グループの売上高は296億72百万円（前連結会計年度比4.6%増）、営業利益は121億56百万円（同15.6%増）、経常利益は124億47百万円（同14.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は90億74百万円（同21.0%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

## 薬品事業

主要な  
事業内容

国内・海外市場における表面処理薬品の開発・製造・販売及び関連資材の販売



電子分野におきましては、中国ではスマートフォンやパソコンをはじめとする高機能電子デバイス向けプリント基板及び半導体パッケージ基板の需要が好調に推移し、薬品売上高は前連結会計年度比で増加いたしました。台湾ではスマートフォンやサーバーなど高機能電子デバイス向け半導体パッケージ基板の需要が好調に推移し、薬品売上高は前連結会計年度比で大幅に増加いたしました。韓国では半導体市場の底打ちや顧客の在庫調整の進展により半導体パッケージ基板需要の緩やかな回復が継続し、薬品売上高は前連結会計年度比で増加いたしました。

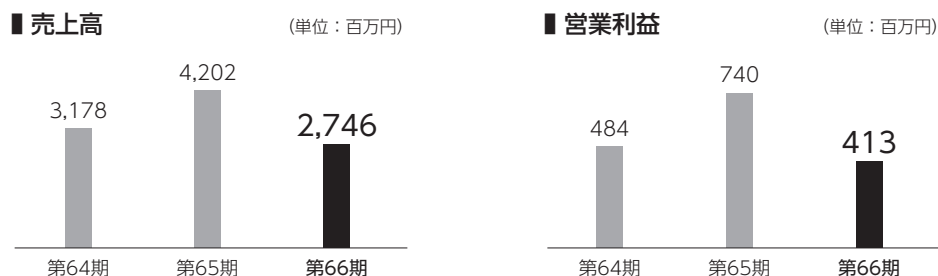
装飾分野におきましては、国内はデザイントレンドの変化に伴う薬品需要の低下もあり、薬品売上高は前連結会計年度比で横ばいに推移いたしました。中国では輸出市場の多角化などにより需要が押し上げられたことで自動車の生産台数は増加し、当社が対象とする自動車部品の需要が増加したため、薬品売上高は前連結会計年度比で増加いたしました。

その結果、薬品事業の売上高は269億26百万円（前連結会計年度比11.5%増）、セグメント利益は127億16百万円（同19.1%増）となりました。

## 装置事業

主要な  
事業内容

国内・海外市場における表面処理装置の設計・製造・販売、プラズマ技術を利用したプリント基板洗浄装置の販売、太陽光発電による売電等



装置事業におきましては、受注案件は予定通り進行いたしましたが、売上高及び受注残高は大幅に減少いたしました。

その結果、売上高は27億46百万円（前連結会計年度比34.7%減）、セグメント利益は4億13百万円（同44.2%減）となりました。新規受注に関しましては、受注高は17億94百万円（前連結会計年度比46.5%増）、受注残高は3億97百万円（同69.5%減）となりました。

（注）セグメント利益は、営業利益ベースの数値であります。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は8,974百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に取得した主な設備

当社 熊本事業所	建物及び設備の取得	6,526百万円
当社 総合研究所	土地の取得	1,028百万円
当社 総合研究所	実験設備、測定機器の取得	429百万円
当社 名古屋支店	移転用地の取得	208百万円
JCU表面技術（湖北）有限公司	走査電子顕微鏡	97百万円

### ③ 資金調達の状況

当期の所要資金は自己資金より充当し、外部からの調達は行っておりません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

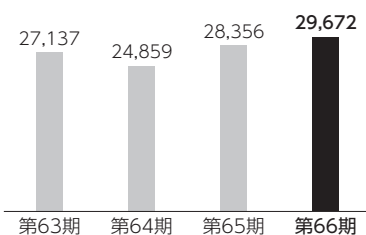
区 分	第 63 期 (2023年 3 月期)	第 64 期 (2024年 3 月期)	第 65 期 (2025年 3 月期)	第 66 期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	27,137	24,859	28,356	29,672
経 常 利 益 (百万円)	9,369	8,216	10,920	12,447
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,013	5,530	7,497	9,074
1 株当たり当期純利益 (円)	232.62	216.95	297.71	365.74
総 資 産 (百万円)	44,901	49,641	54,841	62,679
純 資 産 (百万円)	37,861	42,250	47,812	54,567
1 株当たり純資産額 (円)	1,477.42	1,667.82	1,918.56	2,216.41

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を除いております。

### <ご参考>

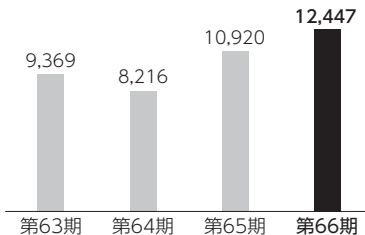
#### ■ 売上高

(単位：百万円)



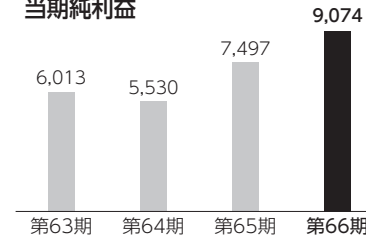
#### ■ 経常利益

(単位：百万円)



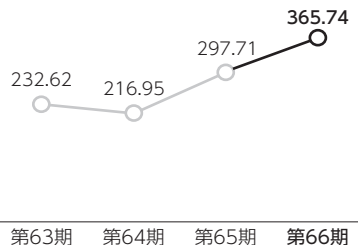
#### ■ 親会社株主に帰属する 当期純利益

(単位：百万円)



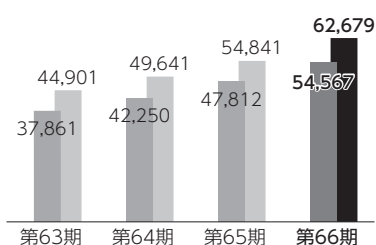
#### ○ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



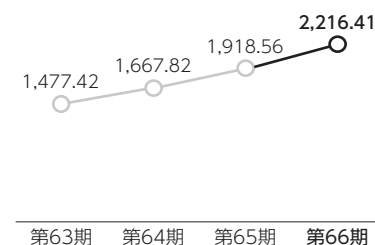
#### ■ 純資産 / 総資産

(単位：百万円)



#### ○ 1株当たり純資産額

(単位：円)



## ② 当社の財産及び損益の状況

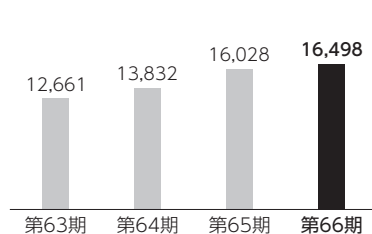
区 分	第 63 期 (2023年 3月期)	第 64 期 (2024年 3月期)	第 65 期 (2025年 3月期)	第 66 期 (当事業年度) (2026年 3月期)
売 上 高 (百万円)	12,661	13,832	16,028	16,498
経 常 利 益 (百万円)	7,597	8,288	10,489	10,998
当 期 純 利 益 (百万円)	5,926	6,523	8,110	9,110
1 株当たり当期純利益 (円)	229.26	255.92	322.01	367.16
総 資 産 (百万円)	32,235	36,803	40,728	47,185
純 資 産 (百万円)	28,101	32,127	36,865	42,836
1 株当たり純資産額 (円)	1,096.58	1,268.21	1,479.30	1,739.94

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を除いております。

### <ご参考>

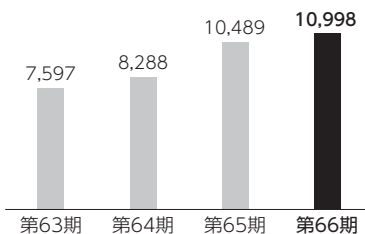
#### ■ 売上高

(単位：百万円)



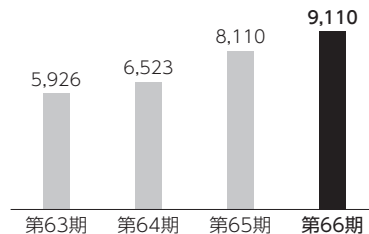
#### ■ 経常利益

(単位：百万円)



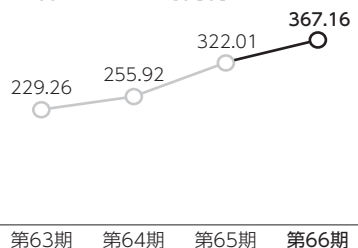
#### ■ 当期純利益

(単位：百万円)



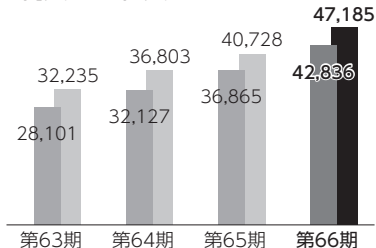
#### ○ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



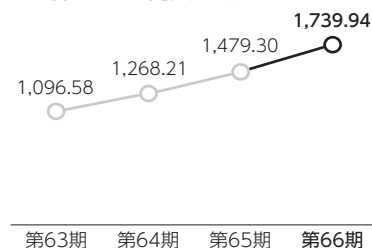
#### ■ 純資産 / 総資産

(単位：百万円)



#### ○ 1株当たり純資産額

(単位：円)



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
JCU (上海) 貿易有限公司	5,900 千米ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の販売
JCU(THAILAND) CO.,LTD.	305,000 千タイバーツ	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
台湾JCU股份有限公司	56,000 千台湾ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU VIETNAM CORPORATION	3,900 千米ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU KOREA CORPORATION	6,303,600 千ウォン	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU (深圳) 貿易有限公司	1,333 千米ドル	100.0% (25.0%)	表面処理用薬品・装置の販売
PT. JCU INDONESIA	1,200 千米ドル	100.0% (5.0%)	表面処理用薬品・装置の販売
JCU AMERICA, S.A. DE C.V.	50,000 千メキシコペソ	100.0% (0.0%)	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU INTERNATIONAL, INC.	10,000 千米ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の販売
JCU CHEMICALS INDIA PVT.LTD.	200,000 千インドルピー	100.0% (0.0%)	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU表面技術 (湖北) 有限公司	180,000 千人民元	100.0%	表面処理薬品の製造、販売及び分析 等技術サービスの提供
JCU MALAYSIA SDN. BHD.	5,000 千リンギット	100.0%	表面処理用薬品・装置の販売

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
2. 当社の出資比率の ( ) 内は、間接所有割合で内数であります。
3. 上記②に記載した重要な子会社を含め連結子会社は13社であり、持分法適用会社は1社であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの主要分野である電子分野では、半導体関連市場における、AIやIoTの普及及び自動車の自動運転など様々なデジタル技術の革新に伴い、中長期的には当社事業に関連するプリント基板、半導体パッケージ基板の需要が拡大すると予想されます。一方、装飾分野では、主な対象となる自動車部品において、デザイントレンドの変化や電気自動車の普及による需要の低迷が影響しており、今後も横ばい基調で推移するものと予想されます。

このような状況を踏まえ、当社グループは中長期の方向性として「2035年に目指す姿」を「独自の強みを最大限に活かし、環境や社会に貢献することで、社会とともに成長し続けるグローバル企業」と定め、日々変化し続ける外部環境に対応しつつ、常に技術・サービス体制を強化していくことで、社会価値と経済価値の追求による企業価値向上を図ってまいります。

また、これを実現するため、当社グループは中期経営計画「JCU VISION 2035 -1<sup>st</sup> stage-」（2025年3月期～2027年3月期）を策定し、「成長分野への積極的な投資」、「経営基盤の強化」、「DX推進によるデータの利活用」、「既存市場における収益性強化」、「サステナビリティ経営の推進」及び「人的資本、知財・無形資産の活用」を基本方針に、取り組みを推進してまいります。

##### ① 成長分野への積極的な投資

当社グループは、研究開発型企業として継続的に高付加価値な製品を開発し、常に市場へ投入していくことが求められているため、成長が著しい「半導体パッケージ基板を対象とする重点領域」、「半導体アドバンスドパッケージを対象とする次世代領域」に対し積極的に投資を続けてまいります。今後につきましては、既存の総合研究所に加え新設した熊本事業所との2拠点体制とすることで研究開発を加速し、世界をリードするニッチトップ企業を目指してまいります。

##### ② 経営基盤の強化

当社グループは、持続的な企業価値向上を実現させるため、更なる経営基盤の強化に取り組んでまいります。コンプライアンスを中心としたグループガバナンスの水準をさらに高めるとともに、成長分野への積極的な投資の推進と株主の皆様への安定的な利益還元を両立することにより、資本効率の更なる向上を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

### ③ DX推進によるデータの利活用

当社グループは、事業活動をより効率的に進めていくためにもDX化を推進してまいります。特に、研究開発に関わるMI（マテリアルズインフォマティクス）の活用強化は必要不可欠であり、迅速かつ効率的に新製品を創出していくことで、競合他社の追従を許さない質の高い製品を提供してまいります。

### ④ 既存市場における収益性強化

当社グループは、各地域で得られた情報及び知見をグローバルに設立した拠点間で最大限に活用することで不確実性の高い環境下においてもお客様や社会からのニーズに迅速かつ的確に 대응してまいります。また、そのために必要な人材や情報を効率的に活用し、環境に配慮した製造体制を構築するなど事業活動の基盤強化を推し進めてまいります。

### ⑤ サステナビリティ経営の推進

当社グループは、中長期的な視点に立ち、持続的に成長を続けるための経営課題に取り組むことでグループの継続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を目指してまいります。

特に、気候変動対策においては、「2031年3月期に国内拠点におけるCO<sub>2</sub>実質排出量を46%削減（2014年3月期比）」を経営目標とし、さらには、主要工場でもある生産本部では、「2031年3月期にCO<sub>2</sub>実質排出量ゼロ」を目標とし持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

### ⑥ 人的資本、知財・無形資産の活用

当社グループは、外部環境や経営戦略に沿った人的資本の活用を推し進め、会社と従業員がともに持続的な成長ができる経営を実現してまいります。また、企業価値に占める知的・無形資産においてもその重要性が高まっており、技術を重視する企業として創造した価値を適切に保護・活用するために体制を強化し、企業価値の向上に繋げてまいります。

当社グループにおいては、持続的な成長を続けていくためにも「急成長する市場×不透明な経営環境」に対応していくことが必要不可欠であります。このような状況のなか、上記の基本方針を軸に各施策をバランスよく実行し、当社事業の「質」を高め、世界中のお客様に必要とされる企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業	内容
薬品事業	国内・海外市場における表面処理薬品の開発・製造・販売及び関連資材の販売
装置事業	国内・海外市場における表面処理装置の設計・製造・販売、プラズマ技術を利用したプリント基板洗浄装置の販売、太陽光発電による売電等

## (6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

### ① 当社の主要な事業所

本 社	東京都台東区
生 産 拠 点	新潟県上越市、熊本県上益城郡
研 究 開 発 拠 点	神奈川県川崎市、熊本県上益城郡
販 売 拠 点	東京都台東区、大阪府東大阪市、愛知県名古屋市の、福岡県福岡市

(注) 2025年11月4日付で熊本事業所（熊本県上益城郡）を新設いたしました。

### ② 子会社

J C U ( 上 海 ) 貿 易 有 限 公 司	中国 上海市
J C U ( T H A I L A N D ) C O . , L T D .	タイ チョンブリ県
台 湾 J C U 股 份 有 限 公 司	台湾 桃園市
J C U V I E T N A M C O R P O R A T I O N	ベトナム ハナム省
J C U K O R E A C O R P O R A T I O N	韓国 京畿道 安養市
J C U ( 深 圳 ) 貿 易 有 限 公 司	中国 広東省 深圳市
P T . J C U I N D O N E S I A	インドネシア ブカシ市
J C U A M E R I C A , S . A . D E C . V .	メキシコ ハリスコ州
J C U I N T E R N A T I O N A L , I N C .	アメリカ ミシガン州
J C U C H E M I C A L S I N D I A P V T . L T D .	インド ベンガルール市
J C U 表 面 技 術 ( 湖 北 ) 有 限 公 司	中国 湖北省 仙桃市
J C U M A L A Y S I A S D N . B H D .	マレーシア ケダ州

## (7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
薬品事業	505名 (13名)	16名増 (4名増)
装置事業	25名 (1名)	0名 (1名増)
全社 (共通)	37名 (1名)	1名増 (1名減)
合計	567名 (15名)	17名増 (4名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。) は、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
250名 (14名)	8名増 (4名増)	44.7歳	16.6年

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
薬品事業	188名 (12名)	7名増 (4名増)
装置事業	25名 (1名)	0名 (1名増)
全社 (共通)	37名 (1名)	1名増 (1名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。) は、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

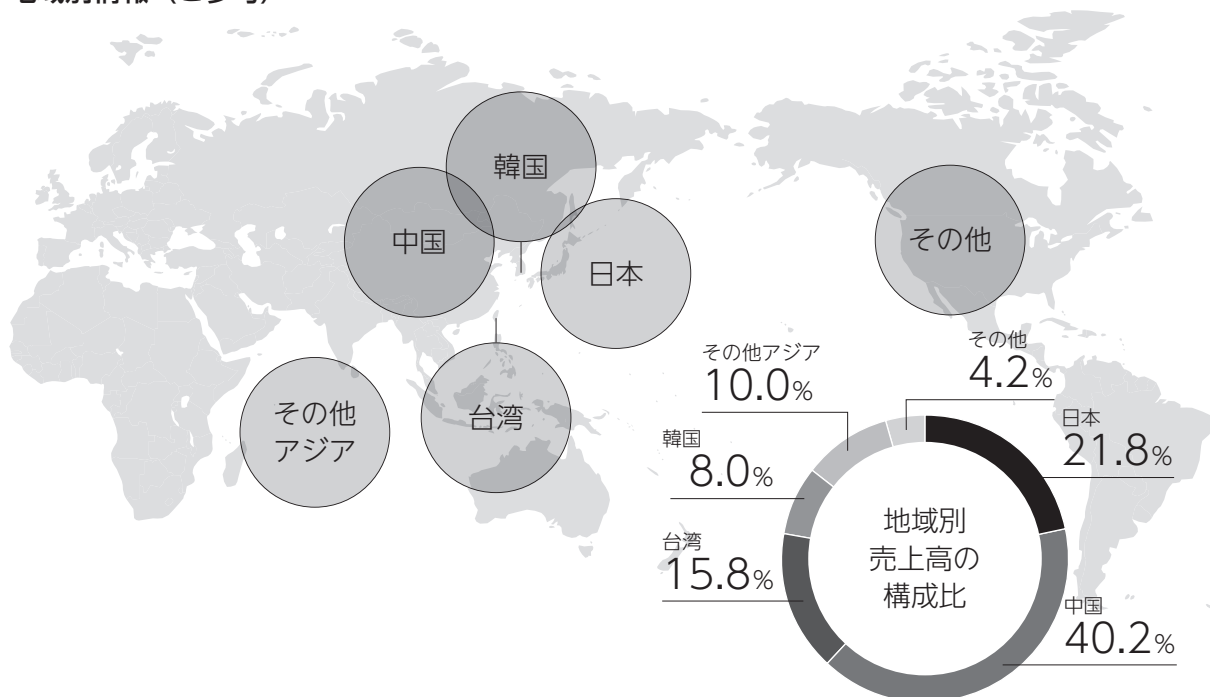
**(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)**

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	67 百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	50 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	12 百万円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 地域別情報（ご参考）



### 地域別の売上高／従業員数

地域	売上高	従業員数	地域	売上高	従業員数
日本	6,464百万円 前期比 △1,147百万円	250名	中国	11,913百万円 前期比 1,110百万円	153名
台湾	4,679百万円 前期比 1,033百万円	31名	韓国	2,382百万円 前期比 57百万円	30名
その他アジア	2,967百万円 前期比 212百万円	75名	その他	1,264百万円 前期比 49百万円	28名

※「その他アジア」は主にタイ、ベトナム、インドネシア、インド、マレーシアとなります。

※「その他」は主にメキシコ、米国となります。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 77,568,000株
- ② 発行済株式の総数 26,219,049株
- ③ 株主数 4,347名  
(前事業年度末比 46名増)

### ④ 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,086,500株	12.53%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,100,900	4.47
日本パーカラージング株式会社	908,000	3.68
荏原実業株式会社	800,000	3.24
株式会社 S・D・P・A	800,000	3.24
日本化学産業株式会社	744,000	3.02
神谷理研株式会社	640,000	2.59
栄電子工業株式会社	640,000	2.59
T P R 株式会社	634,400	2.57
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	611,900	2.48

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は自己株式1,599,326株を保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	9,536株	6名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社の現況 (2)会社役員の状況 ④取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	木村昌志	
代表取締役社長兼COO	大森晃久	
常務取締役役員 常務執行役員	あらた新 たかのり 隆徳	JCU (深圳) 貿易有限公司董事長兼総経理
常務取締役役員 常務執行役員	いけがわ ひろふみ 池側浩文	管理本部長
取締役役員 常務執行役員	いのうえ ようじ 井上洋二	経営戦略室長
取締役役員 常務執行役員	あらあけ ふみひこ 荒明文彦	営業本部長
取締役	やまもと まゆみ 山本真弓	アルク法律事務所代表弁護士 金融庁金融審議会委員 森永乳業株式会社社外監査役 日本証券業協会自主規制会議自主規制企画分科会委員 株式会社ミライト・ワン社外取締役 厚生労働省労働政策審議会委員
取締役	いたがき まさゆき 板垣昌幸	東京理科大学創域理工学部教授 ニューロング精密工業株式会社代表取締役社長
取締役	にへいはる さと 二瓶晴郷	新電元工業株式会社社外監査役
監査役 (常勤)	まつうら みつよし 松浦光芳	
監査役	いちかわ みつる 市川充	弁護士法人エグイタス弁護士 全国弁護士協同組合連合会副理事長
監査役	かわとう こゆり 河藤小百合	河藤公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役山本眞弓氏、板垣昌幸氏及び二瓶晴郷氏は、社外取締役であります。
2. 監査役市川充氏及び河藤小百合氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松浦光芳氏は、銀行における長年の勤務経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役河藤小百合氏は、公認会計士としての監査法人における長年の勤務経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役山本眞弓氏、板垣昌幸氏及び二瓶晴郷氏並びに監査役市川充氏及び河藤小百合氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 取締役を兼務していない執行役員の地位、氏名及び担当は次のとおりであります。
- |      |      |                             |
|------|------|-----------------------------|
| 執行役員 | 萩原秀樹 | JCU (THAILAND) CO., LTD.副社長 |
| 執行役員 | 今井豊一 | 生産本部長                       |
| 執行役員 | 富田則之 | 営業本部副本部長                    |
| 執行役員 | 宮本忠彦 | JCU KOREA CORPORATION常務理事   |
| 執行役員 | 時尾香苗 | 総合研究所副所長                    |

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び全ての当社子会社における全ての取締役、監査役及び執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等の額

### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬（基本報酬）、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受け、その委任事項を適切に行使するにあたり、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容に従って決定をしなければならない

こととしております。

また、報酬等の種類毎の比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝4.5：4.5：1を基本とし、指名報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

なお、本方針につきましては、2021年2月19日開催の取締役会にて決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針と整合していることや指名報酬諮問委員会の答申を得て決定されていることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役1名）です。

監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第46回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

また、2017年6月28日開催の第57回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、現行の取締役の報酬総額（年額500百万円）の範囲内にて、年額50百万円以内と設定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は9名です。

#### ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長兼CEO木村昌志が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うのは代表取締役会長が最も適していると判断したためであります。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行き渡るよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。これにより、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分としておりま

す。

## 二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	273	134	107	31	9
うち社外取締役	19	19	—	—	3
監査役	28	28	—	—	3
うち社外監査役	10	10	—	—	2
合計	302	162	107	31	12

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、上記のほか使用人兼務取締役の使用人分給与として取締役2名に対し総額64百万円が支払われております。

### ホ. 業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬等を支給しております。業績連動報酬等の算定の基礎は売上高と営業利益を基本に中期経営計画との整合性及び環境の変化に応じた指標としております。業績連動報酬等の額の算定方法は、当該指標の達成度に応じて設定した額と各取締役の担当業務の業績を踏まえた評価配分を加味し、算定しております。また、この指標を選定した理由は、2025年3月期から2027年3月期中期経営計画における目標の達成を図るためであります。当事業年度の業績連動報酬等の算定の基礎となった指標の実績は、売上高は283億56百万円、営業利益は105億13百万円です。

### ヘ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式とし、その方針や方法は、第57回定時株主総会の決議事項である「取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」に基づき、毎年7月に開催予定の取締役会決議により割当てを受けるものとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役及び社外監査役が業務執行者又は社外役員等を兼務している他の法人等と当社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要	取締役会への出席率
山 本 眞 弓	弁護士として企業法務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、専門性と知見を活かした客観的、専門的な観点から有益な発言を行うなど、当社の経営に対して監督及び助言等をいただいております。また、指名報酬諮問委員会委員長として、客観性及び透明性のある委員会運営を主導いたしました。	94% (16回/17回)
板 垣 昌 幸	大学教授として電気化学、特に表面処理に関する専門知識と数々の研究実績を有するとともに、経営者としての豊富な経験を有しており、専門性と知見を活かした客観的、専門的な観点から研究開発及び技術に関する発言を行い、当社の経営に対して監督及び助言等をいただいております。	100% (17回/17回)
二 瓶 晴 郷	銀行における国際業務を含め幅広い分野での経験に加え、経営者及び監査役としての豊富な経験と実績等を有しており、これらの経験等を活かした客観的な観点から当社の経営に対して監督及び助言等をいただいております。	100% (17回/17回)

・社外監査役

氏 名	活 動 状 況	取締役会への出席率	監査役会への出席率
市 川 充	弁護士として企業法務に精通し、高い見識と豊富な経験を有しており、監査役会及び取締役会においても積極的な発言を行っております。	100% (17回/17回)	100% (17回/17回)
河 藤 小百合	公認会計士、税理士として財務、会計及び税務に精通しており、外部の専門家として、客観的、専門的な観点から監査体制の強化に寄与しております。	100% (17回/17回)	100% (17回/17回)

### (3) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 44 百万円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 44 百万円

その他の財産上の利益の合計額

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の前期監査実績の分析・評価を行うとともに、今期の監査方針及び計画の評価を行った結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、JCU（上海）貿易有限公司、JCU(THAILAND) CO.,LTD.、台湾JCU股份有限公司、JCU KOREA CORPORATION、JCU VIETNAM CORPORATION、JCU（深圳）貿易有限公司、PT. JCU INDONESIA、JCU AMERICA, S.A. DE C.V.、JCU CHEMICALS INDIA PVT. LTD.、JCU表面技術（湖北）有限公司、JCU MALAYSIA SDN. BHD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、中期経営計画の資本政策において株主還元方針を次のとおり定めております。

- ・総還元性向：50%を目安
- ・安定的な増配
- ・機動的な自己株式取得の検討

上記方針に則り、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしており、当事業年度の配当につきましては、1株当たり95.00円（うち中間配当金41.00円）とさせていただきます。

なお、剰余金の配当の決定機関は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めているため、取締役会であります。

## 4 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1)業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「企業理念」と「行動基準」を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
  - ロ. 最高経営責任者がコンプライアンスに関する総括責任者となり、コンプライアンス委員会がコンプライアンス体制の推進及び問題点の把握に努める。
  - ハ. 事業活動又は取締役及び従業員等に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに相談・通報する窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部及び外部通報制度を整備する。
  - ニ. 内部監査担当部門は、コンプライアンスの状況を監査する。
  - ホ. 社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、所轄官庁及び関連団体と協力し毅然とした態度をもってその排除に努める。また、不当要求が発生した場合の対応統括部署は総務部とし、警察、弁護士等とも連携して対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存及び管理する。
  - ロ. 取締役又は監査役からの閲覧の要請があった場合、速やかに、本社において閲覧が可能となる場所に保管する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 最高経営責任者がリスク管理に関する総括責任者となり、各部門担当取締役とともに、リスク管理体制の整備に努める。
  - ロ. 事業に関するコンプライアンス及び各種リスクに対し、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
  - ハ. 内部監査担当部門は、リスクの管理状況を監査する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督等を行う。
  - ロ. 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定する。
  - ハ. 取締役の職務権限と担当業務を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. 当社の「企業理念」と「行動基準」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行う。
  - ロ. 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から適宜報告等を受け、また、子会社業務が効率的に行われるよう適切な管理を行う。
  - ハ. 内部監査担当部門は、「内部監査規程」に基づき、子会社のリスク管理の状況等子会社に対する内部監査を行う。
- ⑥ 監査役を補助する使用人の体制及びその補助する使用人の独立性の確保並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保
  - イ. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを要請したときは、取締役会は監査役と協議のうえ、職務を補助する使用人を置くとともに必要な協力を行う。
  - ロ. 監査役を補助する使用人はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。
  - ハ. 当該使用人の人事評価は監査役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項及び違法行為や不正行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、「内部および外部通報管理規程」に基づく方法等により、当社の監査役に報告する。
  - ロ. 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な報告を受ける体制をとる。
  - ハ. 当社及び子会社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を行う。
  - ロ. 内部監査担当部門は、内部監査の状況報告を、監査役に対しても、定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図る。
  - ハ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - ニ. 監査役は、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。
- ⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
  - イ. 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適正に対応するため、最高経営責任者が総括責任者となり、内部監査担当部門が当社グループの内部統制体制を強化する。
  - ロ. 構築された内部統制体制の適切な運用により、有効かつ正当な評価を受けうる財務報告を行う。

## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取り組み等

当社は、企業理念のもと、当社及び子会社の役員及び従業員が企業活動を行ううえで、行動のあり方やその判断基準を「行動基準」として定めております。この行動基準は、当社が法令を遵守するだけでなく、良識ある企業活動を行い、社会的責任を果たせるような内容となっております。この行動基準の周知徹底については、経営戦略室が中心となって推進しております。

また、当社は、コンプライアンスに関する取締役会の補助機関として、最高経営責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守の徹底を図っております。コンプライアンス委員会は、各部門において任命されたコンプライアンス管理推進者とともに、当社及び子会社の法令遵守の状況の確認、法令改正情報の収集及びコンプライアンスに関する啓発活動を行っております。さらに、法令違反等がある場合に、これを早期発見かつ是正するため、「内部および外部通報管理規程」を制定し、信頼ある外部の弁護士事務所にその通報窓口になっていただいております。通報窓口である弁護士事務所から連絡があり次第、常勤監査役が調査チームを編成するなどして調査を行ったうえで、早期に解決する体制となっております。

加えて、内部監査担当部門は、内部統制の基本方針に従って、企業グループの内部統制の整備及び運用状況の確認を行っております。

② リスク管理に関する取り組み等

経営目標の達成と事業活動に重大な影響をおよぼすリスクが顕在化した場合にその被害・損害を最小限に抑えるため、当社は、取締役会のもとに最高経営責任者を委員長とするリスク管理委員会を設置し、以下のイ～ハの流れで、リスクの把握と低減に努めております。

イ. 各部門から任命されたリスク管理推進者とリスク管理委員会事務局が、全部門の協力を得ながら、リスクの洗い出しを行い、その低減策をリスク管理委員会へ報告・提案する。

ロ. リスク管理委員会が報告・提案されたリスク及びその低減策について検討し、最終的な当社のリスク及びその低減策を決定する。

ハ. 対象とされた部門が決定されたリスク低減策を実施する。

また、事業継続マネジメント（BCM）については、リスク管理委員会の下部組織としてBCM部会を設置しております。同部会においては、緊急事態が発生した際にも事業を継続し、顧客への影響を最小限に抑えるため、事業継続計画を立案し、訓練も行うなどして、不測の事態に備えております。

③ 子会社管理に関する取り組み等

当社は、従前より、当社同様子会社の行動規範として、「企業理念」と「行動基準」を定め、コンプライアンスを推進しております。

加えて、内部監査担当部門は、期首に策定した内部監査年間実施予定表に基づき、重要な子会社における監査テーマを決め、内部監査を実施しております。

④ 取締役会による監督に関する取り組み等

当社の取締役会は、社外取締役3名を加えた取締役9名の体制にて、定例取締役会及び臨時取締役会を開催し、法令又は定款その他社内規程に定められた事項を決議するとともに、取締役の職務執行等に関する法令及び定款等への適合性並びに合理的な経営判断に基づく業務執行の妥当性について監督を行っております。

⑤ 監査役監査に関する取り組み等

イ. 監査役監査の状況

当事業年度末日現在の当社の監査役会は監査役3名であり、うち社外監査役が2名となります。

各監査役の状況及び当事業年度に開催した監査役会、重要会議への出席率は以下のとおりとなります。

役職名	氏名	経歴等	当事業年度の重要会議への出席率	
			監査役会	取締役会
常勤 監査役	松 浦 光 芳	当社において営業管理統括部長、上海現法総経理を歴任。当社以前にも銀行における国際業務を含めた幅広い分野を歴任し、豊富な経験と実績等を有しております。	100% (17回/17回)	100% (17回/17回)
社外 監査役	市 川 充	弁護士として企業法務に精通しており、外部の法律の専門家として、客観的な立場から監査体制が強化されます。	100% (17回/17回)	100% (17回/17回)
社外 監査役	河 藤 小百合	公認会計士、税理士として財務、会計及び税務に精通しており、外部の専門家として、客観的な立場から監査体制が強化されます。	100% (17回/17回)	100% (17回/17回)

当社における監査役監査は、監査役会で決定した監査計画に沿って実施いたしました。

監査計画の重点監査方針は次のとおりです。

- ① 内部統制システムの整備・運用状況の監査
  - ・内部監査部との連携により、それらの状況確認を実施する。
- ② 会計監査人、関連部署と連携した実効性のある監査
  - ・EY新日本有限責任監査法人、経理部及び内部監査部と連携して効率的で実効性のある監査を実施する。
- ③ 海外子会社の監査
  - ・海外子会社の運営に関して、直接往査及び本社関連部署（営業本部／営業管理部、経理部／連結会計課、内部監査部）との連携を図り、マネジメント状況を含め、総合的に監査する。

※今年度は海外子会社の状況と内部監査部の往査との日程調整を含め、海外子会社への直接往査とWebリモート面談を織り交ぜて監査を実施いたしました。

- ④ 新規投資計画等に関する監査
  - ・新規投資計画等に際し、計画の適法性、リスクテイク及び進捗状況等の確認を行い、必要に応じ改善提案等も実施する。

#### □. 監査活動の概要

- ① 監査役会は、基本的に月次取締役会開催時に実施する他、必要に応じ都度開催しております。
- ② 取締役会に全員で出席し、業務上の重要案件等を把握するとともに、業務執行上の懸案事項の有無等を把握しております。
- ③ 海外子会社、国内事業所との面談（Webリモート面談を含む）を実施し、法令遵守、業務効率、財務報告の信頼性及び資産の保全等、適法性及び妥当性の両面からの監査を実施し、公正かつ客観的立場で改善のための提言等を実施しております。
- ④ 常勤監査役は、開発会議、全体営業会議、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等にも参加し、社内の動向を把握するとともに、社外監査役及び社外取締役と情報を共有し不測の事態に対応できる様、備えております。
- ⑤ 内部統制システムの整備・運用状況の監査については、内部監査部と連携し対応しております。
- ⑥ 監査役会として代表取締役の他、各取締役とも定期面談を実施しております。
- ⑦ 会計監査人とのコミュニケーションについては説明会及び意見交換等も定期的を実施しており、必要に応じ経理部や内部監査部との連携を図り、対応しております。また、監査に係る各種法令等改正に伴う対応方法の協議等も実施しております。

#### ハ. 監査役会での決議事項、報告事項及び審議・協議事項の主な内容

- ① 決議事項：常勤監査役の選定、監査役監査方針・監査計画、会計監査人の再任等
- ② 報告事項：月次りん議決裁の重要事項、社内組織変更及びキーマンの異動等に関する情報、事故発生状況及び会社運営への影響度、懲戒事案等
- ③ 審議・協議事項：事業報告及び計算書類等の内容精査と併せ、会計監査人による監査報告書に対する審議、会計監査人の評価及び再任・不再任の審議、監査役報酬額等

---

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>39,191</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,569</b>
現金及び預金	24,229	支払手形及び買掛金	2,027
受取手形	1,384	短期借入金	300
売掛金	8,287	一年内返済予定長期借入金	30
契約資産	436	リース債務	15
商品及び製品	2,221	未払法人税等	1,895
仕掛品	84	賞与引当金	431
原材料及び貯蔵品	842	契約負債	276
その他	1,761	その他	2,593
貸倒引当金	△56	<b>固 定 負 債</b>	<b>542</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>23,487</b>	リース債務	6
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>19,682</b>	退職給付に係る負債	184
建物及び構築物	9,835	繰延税金負債	256
機械装置及び運搬具	1,013	資産除去債務	69
工具器具備品	1,074	その他	25
土地	2,153	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,111</b>
リース資産	13	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	5,593	株 主 資 本	47,206
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>300</b>	資 本 金	1,281
その他	300	資 本 剰 余 金	1,222
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>3,504</b>	利 益 剰 余 金	50,099
投資有価証券	2,008	自 己 株 式	△5,397
繰延税金資産	1,074	その他の包括利益累計額	7,361
その他	422	その他有価証券評価差額金	717
<b>資 産 合 計</b>	<b>62,679</b>	<b>為 替 換 算 調 整 勘 定</b>	<b>6,643</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>54,567</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>62,679</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	29,672
売上原価	9,062
売上総利益	20,610
販売費及び一般管理費	8,454
<b>営業利益</b>	<b>12,156</b>
営業外収益	355
受取利息及び配当金	174
為替差益	35
持分法による投資利益	42
補助金の収入	63
その他	41
営業外費用	64
支払利息	4
自己株式取得費用	39
投資事業組合運用損	8
その他	12
<b>経常利益</b>	<b>12,447</b>
特別利益	171
固定資産売却益	20
資産除売却益	151
特別損失	49
固定資産売却損	0
固定資産除売却損	13
減子会社整理損失	8
子会社整理損失	27
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>12,569</b>
法人税、住民税及び事業税	3,818
法人税等調整額	△324
<b>当期純利益</b>	<b>9,074</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	-
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>9,074</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日 残高	1,281	1,222	44,060	△4,975	41,589
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,990		△1,990
親会社株主に帰属する当期純利益			9,074		9,074
自己株式の取得				△1,500	△1,500
自己株式の処分		3		29	32
自己株式の消却		△3	△1,045	1,049	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	6,038	△421	5,616
2026年3月31日 残高	1,281	1,222	50,099	△5,397	47,206

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2025年4月1日 残高	304	5,918	6,223	47,812
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			-	△1,990
親会社株主に帰属する当期純利益			-	9,074
自己株式の取得			-	△1,500
自己株式の処分			-	32
自己株式の消却			-	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	412	725	1,137	1,137
連結会計年度中の変動額合計	412	725	1,137	6,754
2026年3月31日 残高	717	6,643	7,361	54,567

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・ 連結子会社の数 13社
- ・ 連結子会社の名称 JCU（上海）貿易有限公司  
JCU(THAILAND) CO.,LTD.  
台湾JCU股份有限公司  
JCU VIETNAM CORPORATION  
JCU KOREA CORPORATION  
JCU（香港）股份有限公司  
JCU（深圳）貿易有限公司  
PT. JCU INDONESIA  
JCU AMERICA, S.A. DE C.V.  
JCU INTERNATIONAL, INC.  
JCU CHEMICALS INDIA PVT. LTD.  
JCU表面技術（湖北）有限公司  
JCU MALAYSIA SDN. BHD.

#### (2) 持分法適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

- ・ 関連会社の数 1社
- ・ 関連会社の名称 YUKEN SURFACE TECHNOLOGY, S.A. DE C.V.

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたり、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

- ・ デリバティブ

時価法を採用しております。

##### ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。なお、在外連結子会社は総平均法又は移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- ・ 薬品製品、薬品仕掛品、原材料

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- ・ 装置製品、装置仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- ・ 貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、在外連結子会社は主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～45年
機械装置及び運搬具	3～17年
工具器具備品	2～20年

### ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～10年）に基づく定額法を採用しております。

### ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

### ハ. 工事損失引当金

受注工事に係る損失に備えるため、当連結会計年度末の手持受注工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事契約について損失見積額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 収益及び費用の計上基準

・商品及び製品の販売

a. 契約及び履行義務に関する情報

薬品事業においては、主に表面処理薬品及び関連資材を販売、装置事業においては単体機器類、保守メンテナンス部品等を販売しております。

このような商品及び製品については、顧客に商品及び製品がそれぞれ着荷した時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については代替的な取扱いを適用し、出荷した時点で収益を認識しております。

b. 取引価格の算定及び履行義務への配分額の算定に関する情報

取引対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの前受金の受領、又は、履行義務充足後の支払を要求しております。

履行義務充足後の支払は、履行義務の充足の時点から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

なお、売上高リベートについては、取引対価の変動部分を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めることとしております。

・工事契約

a. 契約及び履行義務に関する情報

装置事業においては、主に表面処理装置及びプラズマ処理装置等の製作、据付設置工事の請負契約を締結しております。

当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

b. 取引価格の算定及び履行義務への配分額の算定に関する情報

取引対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの前受金の受領、又は、履行義務充足後の支払を要求しております。

履行義務充足後の支払は、履行義務の充足の時点から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ハ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産、負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

二. ヘッジ会計の処理

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 為替予約

ヘッジ対象 … 外貨建営業取引及び外貨建予定取引

c. ヘッジ方針

外貨建営業取引及び外貨建予定取引に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約を利用しております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、為替予約取引は振当処理によっている場合、有効性の評価を省略しております。

ホ. のれんの償却に関する事項

のれんは、原則として5年間の定額法により償却しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

9,390百万円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数(注)1	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	26,529,949株	－株	310,900株	26,219,049株

(注) 1. 普通株式の発行済株式の減少310,900株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

#### (2) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月27日 取締役会	普通株式	971	39.00	2025年3月31日	2025年6月12日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	1,018	41.00	2025年9月30日	2025年12月1日
計	－	1,990	－	－	－

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月28日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	1,329	54.00	2026年3月31日	2026年6月11日

## 4. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述する為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨預金及び外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4か月以内の支払期日であります。一部外貨建の営業債務については、為替の変動リスクに晒されておりますが、そのほとんどは1か月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資・事業投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金についての返済期間は最長で5年となっており、リース債務については、最長で20年となっております。借入金の一部については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類の作成のための重要な事項 二. ヘッジ会計の処理」をご参照ください。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や信用リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

#### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループの現金及び預金の中に含まれている外貨預金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、定期的な為替相場を把握し、為替変動リスクを管理しております。また、恒常的に外貨建の営業債権は少額のものに限られておりますが、装置販売等で一時的に多額の外貨建の営業債権が発生する場合には、先物為替予約を利用し、為替の変動リスクをヘッジする方針です。

連結子会社は、外貨建営業債権債務の残高を圧縮することにより、為替の変動リスクを低減しております。

借入金については、一部を固定金利で調達することによりリスクの軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的な時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程等に従い、経理部が決裁権限者の承認を得て行っております。また、月次の取引実績は、担当役員へ報告しております。

#### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経営計画及び各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券(*2)	1,732	1,732	－
資産計	1,732	1,732	－
(1) 長期借入金(*3)	30	29	△0
(2) リース債務(*4)	21	22	0
負債計	51	52	0

(\*1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、(1)投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非連結子会社及び関連会社株式等	113
非上場株式	87
投資事業有限責任組合等への出資	75

(\*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*4) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(百万円)	1年超2年以内(百万円)	2年超3年以内(百万円)
現金及び預金	24,228	—	—
受取手形	1,384	—	—
売掛金	8,287	—	—
合計	33,899	—	—

2. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	300	—	—	—	—	—
長期借入金(*1)	30	—	—	—	—	—
リース債務(*2)	15	6	—	—	—	—
合計	345	6	—	—	—	—

(\*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*2) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	1,732	－	－	1,732
資産計	1,732	－	－	1,732

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	29	－	29
リース債務	－	22	－	22
負債計	－	52	－	52

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 5. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	日本	中国	台湾	韓国	その他 アジア	その他	合計
表面処理薬品	4,189	11,805	4,569	2,382	1,923	468	25,338
関連資材	332	53	68	0	339	791	1,585
その他	△0	2	－	－	0	－	1
薬品事業	4,520	11,861	4,637	2,382	2,263	1,260	26,926
表面処理装置	1,687	36	30	－	591	4	2,350
プラズマ処理装置	175	15	10	－	109	－	311
その他	81	－	－	－	3	－	84
装置事業	1,944	52	41	－	703	4	2,746
報告セグメント計	6,464	11,913	4,679	2,382	2,967	1,264	29,672
合計	6,464	11,913	4,679	2,382	2,967	1,264	29,672
外部顧客への売上高	6,464	11,913	4,679	2,382	2,967	1,264	29,672

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類の作成のための重要な事項 イ. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	10,038	9,671
契約資産	356	436
契約負債	130	276

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	397
1年超2年以内	0
2年超	0
合計	397

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,216円41銭
1株当たり当期純利益	365円74銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 8. その他の注記

(金額の表示単位の変更について)

当社の連結計算書類に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

# 計算書類

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
<b>流 動 資 産</b>		<b>21,995</b>	<b>流 動 負 債</b>		<b>4,300</b>
現金及び預金		11,380	買掛金		385
受取手形		599	短期借入金		300
売掛金		2,904	一年内返済予定長期借入金		30
契約資産		135	リース債		15
商品及び製品		433	未払金		1,682
仕掛品		49	未払費用		99
原材料及び貯蔵品		606	未払法人税等		1,315
前払費用		78	契約負債		0
未収入金		69	預賞		49
その他金		5,740	与引当金		422
貸倒引当金		0	<b>固 定 負 債</b>		<b>48</b>
		△3	リース債		6
<b>固 定 資 産</b>		<b>25,190</b>	資産除去債		17
<b>有 形 固 定 資 産</b>		<b>15,550</b>	長期未払		25
建物		7,273	<b>負 債 合 計</b>		<b>4,349</b>
構築物		265	<b>純 資 産 の 部</b>		
機械装置		467	株主資本		42,271
車両運搬具		0	資本金		1,281
工具器具備品		677	資本剰余金		1,234
土地		2,153	資本準備金		1,234
リース資産		13	利益剰余金		45,153
建設仮勘定		4,699	利益準備金		50
<b>無 形 固 定 資 産</b>		<b>290</b>	その他利益剰余金		45,103
ソフトウェア		28	投資損失準備金		39
その他		262	圧縮積立金		252
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>		<b>9,349</b>	別途積立金		11,500
投資有価証券		1,669	繰越利益剰余金		33,311
関係会社株		2,878	<b>自 己 株 式</b>		<b>△5,397</b>
関係会社出資		1	評価・換算差額等		564
長期前払費用		4,163	その他有価証券評価差額金		564
繰延税金資産		8	<b>純 資 産 合 計</b>		<b>42,836</b>
繰入金・保証		493	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>		<b>47,185</b>
その他		80			
		54			
<b>資 産 合 計</b>		<b>47,185</b>			

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から  
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	16,498
売 上 原 価	5,726
売 上 総 利 益	10,771
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,727
<b>営 業 利 益</b>	<b>6,044</b>
営 業 外 収 益	5,006
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,851
為 替 差 益	90
そ の 他	64
営 業 外 費 用	53
支 払 利 息	4
自 己 株 式 取 得 費 用	39
投 資 事 業 組 合 運 用 損 失	8
そ の 他	1
<b>経 常 利 益</b>	<b>10,998</b>
特 別 利 益	151
固 定 資 産 売 却 益	0
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	151
特 別 損 失	193
固 定 資 産 除 却 損 失	10
関 係 会 社 株 式 評 価 損 失	182
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>10,955</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,122
法 人 税 等 調 整 額	△276
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>9,110</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金	
					投資損失準備金	圧縮積立金	
2025年4月1日残高	1,281	1,234	－	1,234	50	46	221
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				－			
当期純利益				－			
投資損失準備金の取崩				－		△6	
圧縮積立金の積立				－			43
圧縮積立金の取崩				－			△12
自己株式の取得				－			
自己株式の処分			3	3			
自己株式の消却			△3	△3			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				－			
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△6	30
2026年3月31日残高	1,281	1,234	－	1,234	50	39	252

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純 資 産 計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 合 計		
	その 他 利 益 剰 余 金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			その他有価証券 評価差額金	
別途積立金							
2025年4月1日残高	11,500	27,261	39,079	△4,975	36,619	245	36,865
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△1,990	△1,990		△1,990		△1,990
当期純利益		9,110	9,110		9,110		9,110
投資損失準備金の取崩		6	－		－		－
圧縮積立金の積立		△43	－		－		－
圧縮積立金の取崩		12	－		－		－
自己株式の取得			－	△1,500	△1,500		△1,500
自己株式の処分			－	29	32		32
自己株式の消却		△1,045	△1,045	1,049	－		－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			－		－	318	318
事業年度中の変動額合計	－	6,049	6,073	△421	5,651	318	5,970
2026年3月31日残高	11,500	33,311	45,153	△5,397	42,271	564	42,836

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社及び関連会社株式
- ・其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等

時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

主として移動平均法による原価法を採用しております。

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

- ・デリバティブ

時価法を採用しております。

##### ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- ・薬品製品、薬品仕掛品、原材料

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- ・装置製品、装置仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- ・貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～38年
構築物	5～45年
機械装置	3～17年
車両運搬具	4年
工具器具備品	2～20年

### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

### ③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### ③ 工事損失引当金

受注工事に係る損失に備えるため、当事業年度末の手持受注工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事契約について損失見積額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ① 商品及び製品の販売

##### (a) 契約及び履行義務に関する情報

薬品事業においては、主に表面処理薬品及び関連資材を販売、装置事業においては単体機器類、保守メンテナンス部品等を販売しております。

このような商品及び製品については、顧客に商品及び製品がそれぞれ着荷した時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については代替的な取扱いを適用し、出荷した時点で収益を認識しております。

##### (b) 取引価格の算定及び履行義務への配分額の算定に関する情報

取引対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの前受金の受領、又は、履行義務充足後の支払を要求しております。

履行義務充足後の支払は、履行義務の充足の時点から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

なお、売上高リバートについては、取引対価の変動部分を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めることとしております。

## ② 工事契約

### (a) 契約及び履行義務に関する情報

装置事業においては、主に表面処理装置及びプラズマ処理装置等の製作、据付設置工事の請負契約を締結しております。

当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

### (b) 取引価格の算定及び履行義務への配分額の算定に関する情報

取引対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの前受金の受領、又は、履行義務充足後の支払を要求しております。

履行義務充足後の支払は、履行義務の充足の時点から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② ヘッジ会計の処理

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 為替予約

ヘッジ対象 … 外貨建営業取引及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

外貨建営業取引及び外貨建予定取引に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約を利用しております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、為替予約取引は振当処理によっている場合、有効性の評価を省略しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,674百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	6,685百万円
短期金銭債務	2百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	9,878百万円
仕入高	0百万円
その他の営業取引高	252百万円
営業取引以外の取引による取引高	4,773百万円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数 (注) 1、2	当事業年度減少株式数 (注) 3、4	当事業年度末株式数
普通株式	1,608,714株	311,048株	320,436株	1,599,326株

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加310,900株は、取締役会決議による自己株式取得による増加であります。

(注) 2. 普通株式の自己株式の増加148株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(注) 3. 普通株式の自己株式の減少310,900株は、取締役会決議による自己株式消却による減少であります。

(注) 4. 普通株式の自己株式の減少9,536株は、譲渡制限付株式報酬制度による減少であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：百万円)
未払事業税否認	56
賞与引当金否認	133
長期未払金否認	7
株式報酬費用否認	50
減価償却超過額	38
投資有価証券評価損否認	19
関係会社株式評価損否認	650
関係会社出資金評価損否認	18
資産除去債務	5
その他	76
繰延税金資産小計	1,056
評価性引当額	△148
繰延税金資産合計	907
繰延税金負債	
投資損失準備金	18
圧縮積立金	116
資産除去債務に対応する除去費用	0
その他有価証券評価差額金	273
その他	5
繰延税金負債合計	414
繰延税金資産の純額	493

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	台湾JCU股份 有限公司	所有 直接 100.0	当社製品の販売先 役員 の 兼 任	製商品の販売 (注)	2,393	売掛金	371
子会社	JCU表面技術 (湖北) 有限公司	所有 直接 100.0	当社製品の販売先 役員 の 兼 任	製商品の販売 (注)	4,068	売掛金	768

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等  
製商品の販売については、市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、価格交渉のうえ、取引価格を決定しております。

### 2. 役員及び個人主要株主等

種類	氏 名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	事業の内容 又 は 職 業	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員	木村 昌志	所有 直接 0.1	当 社 代表取締役会長	金銭報酬 債権の現物 出資(注)	11	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

## 7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,739円94銭
1株当たり当期純利益	367円16銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

(金額の表示単位の変更について)

当社の計算書類に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社 J C U  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 美 岐  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 島 崇 行  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J C U の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J C U 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社 J C U  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 美 岐

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 島 崇 行

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J C U の2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については期初に定めた監査方針に沿って監査を実施し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

株式会社JCU 監査役会

常勤監査役 松 浦 光 芳 ㊟

社外監査役 市 川 充 ㊟

社外監査役 河 藤 小百合 ㊟

以 上

# 株主総会会場 ご案内図

開催場所

TIXTOWER UENO 16階

〒110-0015

東京都台東区東上野四丁目8番1号

電話番号 03-6895-7001(代表) FAX番号 03-6895-7021(代表)

会場までのアクセス



## 交通

JR 各線 上野駅 入谷口 徒歩約2分

東京メトロ 銀座線 日比谷線 上野駅 1番出口 徒歩約3分

※駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

